2　追加弁済

清算株式会社が野中正夫に対して有する貸付金返還請求権及び未収入金返還請求権については、野中正夫は、本協定の認可決定が確定した後、速やかに自己破産手続開始の申立をなし、清算株式会社が同破産手続において、これら債権について配当を受けたときは、清算株式会社は、各協定債権者に対し、当該配当を受けた日から２か月以内に、その受領した配当金額から清算費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して（１円未満の端数は切り捨てる。）弁済する（以下「追加弁済」という。）。

なお、野中正夫の前記破産手続において清算株式会社が配当を受けないことが確定し、又は、清算株式会社に対する配当額が清算費用の額を超えないことが確定したことにより、追加弁済を行わないときは、清算株式会社は、各協定債権者に対し、速やかに文書にて追加弁済がない旨の通知を行う。

3　弁済の場所及び方法

⑴　各回の弁済金額が1000円以上の場合

本協定に基づく弁済は、各協定債権者が文書で指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施することとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。ただし、本協定に基づく弁済の期限までに、振込先である金融機関の口座を文書で指定しなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、弁済に代えて当該弁済金を東京法務局に供託することができる。

⑵　各回の弁済金額が1000円未満の場合

本協定に基づく弁済は、弁済金に相当する額面の郵券を協定債権者に送付する方法により実施することとし、郵券の送付にかかる費用は清算株式会社の負担とする。ただし、本協定に基づく弁済の期限までに協定債権者の申入れがあったときは、当該協定債権者に対する弁済は、清算人代理の法律事務所（東京都港区西新橋二丁目６番２号　友泉西新橋ビル２階　富士法律事務所）において直接金員を交付する方法により実施する。

4　債務の免除

各協定債権者は、第１回弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権から第１回弁済の額を控除した残金につき、その債権の支払いを免除する。

但し、同免除の効力は、第１回弁済後、追加弁済を行った場合、同追加弁済の限度で効力を失うものとする。

5　新たに清算株式会社の財産が発見された場合の措置について

第１回弁済後、第２項の清算株式会社の野中正夫に対する債権のほかに、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価により得た金員から清算費用を控除した残額を、各協定債権者の各協定債権額に応じて按分して（１円未満の端数は切り捨てる。）弁済する。この場合、新たにされた弁済の限度で、第４項の免除の効力は失われるものとする。

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号

新潟県糸魚川市大字寺地330番地

再生債務者　株式会社糸西トーフ

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　新潟県上越市大手町７番１号馬場秀幸法律事務所　弁護士　馬場　秀幸

平成24年11月26日　新潟地方裁判所高田支部

再生手続開始

平成２４年（再）第１０１号

東京都目黒区目黒本町３丁目15番12号　アムニス203

再生債務者　寄森　　亘

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月18日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月27日から平成25年１月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第８６号

東京都中央区八重洲２丁目11番７号

再生債務者　一新時計株式会社

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年11月26日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１７０号

千葉市稲毛区黒砂１丁目４番８号　ジュネッス黒砂301号

再生債務者　永田　裕輔

1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９８号

千葉県浦安市堀江４丁目31番２―404号　ローズガーデン浦安五番館

再生債務者　古中　　仁

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２０号

北海道苫小牧市桜坂町１丁目６番22号

再生債務者　藤原　健司

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月11日から平成25年１月18日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第１９０号

千葉県八千代市大和田新田456番地145　アインズコート八千代緑が丘409号

再生債務者　山内　　智

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月15日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９７号

千葉県船橋市浜町２丁目３番32―504号

再生債務者　浅野　靖志

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月15日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９９号

千葉県八千代市高津443番地11

再生債務者　荒木　時元

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月15日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第８９号

兵庫県芦屋市楠町13番27―204号

再生債務者　河野　雅彦

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月25日から平成25年１月７日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１３号

北海道岩見沢市日の出台６丁目２番３―203号　日の出台団地３号棟

再生債務者　阿部奈緒美（旧姓山本）

1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月28日から平成25年１月11日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部